

吹田市本庁舎外83施設で使用する電力調達仕様書に関する質問書に対する  
回答書

質 問	回 答
① 入札対象施設の現供給者を教えてください。 (切替時に必要となります。) 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承ください。	① 現在の電力供給会社は、関西電力株式会社です。
② 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。また、自動検針装置(スマートメーター)の設置の有無を教えてください。	② 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設はありません。 全ての施設で自動検針装置は設置済です。
③ 仕様書3(3)No.16 南千里庁舎は5か月契約期間、No.18 中消防庁舎は3か月契約期間となり、庁舎移転の予定とのことですが、移転先の電力供給契約は別途ご契約されているということでしょうか。	③ 移転先の電力供給契約については協議させていただければと考えています。
④ 各施設の現在の計量日を教えてください。	④ 調達施設リストに追記いたしました。
⑤ 契約電力 500kw 未満の施設の計量日は、現在供給されている電力会社から変更できませんのでご容赦いただけますか。 契約電力 500kw 以上の施設の計量日は、原則1日となりますのでご容赦ください。	⑤ 問題ありません。
⑥ 計量日が1日以外の施設については、供給期間「2024年1月計量日～2025年1月計量日前日まで」となりますので、ご了承ください。	⑥ 問題ありません。
⑦ 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承ください。 (例：使用期間が3/10～4/9の場合、計量日は4/10 0:00)	⑦ 問題ありません。

質 問	回 答
<p>⑧ 蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。</p>	<p>⑧ 問題ありません。</p>
<p>⑨ 自家発補給電力の未使用時基本料金単価について、内訳書は未使用時の単価を設定する様式となっておりますが、実際の請求料金は、以下の算式により算定してもよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;計算式&gt;          自家発補給電力基本料金（未使用時）＝契約電力（kW）×基本料金単価（円）×未使用時倍率（％）</p>	<p>⑨ まったく電力を使用しない場合は、契約書（案）別表2（料金表）のとおり、未使用時倍率を20%とします。</p>
<p>⑩ 契約電力 500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設がございますか。供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>⑩ 仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設はありません。また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は変更理由と根拠資料を提出します。変更が供給開始に間に合わない場合は、変更する日をずらしても問題ありません。</p>
<p>⑪ 仕様書4 契約電力の変更でNo.1の本庁舎は、契約電力を変更する可能性がある」と記載がありますが、変更する場合は変由と根拠資料を提出いただきます。また、今回の契約電力変更は、設備変更等の工事が伴う変更でしょうか。変更が供給開始に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>⑪ 契約電力を変更する場合は変更理由と根拠資料の提出をします。増築棟の建築予定があります。変更が供給開始に間に合わない場合は、変更する日をずらしても問題ありません。</p>
<p>⑫ 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。</p>	<p>⑫ 契約書案（案）第11条のとおり、基本料金、電力量料金、燃料費調整額いずれも銭未満切り捨てとし、それらの合計金額も円未満切り捨てとします。</p>

質 問	回 答									
<p>⑬ 1施設の電気料金のお支払いが複数からなることはございますか。  (例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。分割数を教えてください。  ある場合は、分割後の支払金額を弊社に通知いただきます。また、分割後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。</p>	<p>⑬ 支払が分割になる施設は以下のとおりです。  なお、分割後の請求書の発行は不可な点については問題ありません。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>施設名</td> <td>：</td> <td>分割数</td> </tr> <tr> <td>千里ニュータウンプラザ</td> <td>：</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター</td> <td>：</td> <td>2</td> </tr> </table>	施設名	：	分割数	千里ニュータウンプラザ	：	16	男女共同参画センター	：	2
施設名	：	分割数								
千里ニュータウンプラザ	：	16								
男女共同参画センター	：	2								
<p>⑭ 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>	<p>⑭ 契約書（案）第21条のとおりです。</p>									
<p>⑮ 地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う可能性があります。応じていただけますか。</p>	<p>⑮ 仕様書3（10）のとおりです。</p>									
<p>⑯ 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p>	<p>⑯ 原則不可とします。ただし、天変地異等の不測の事態が発生した場合はこの限りではありません。</p>									
<p>⑰ 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。</p>	<p>⑰ 問題ありません。</p>									
<p>⑱ 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したのものとして後日料金を精算することは可能ですか。</p>	<p>⑱ 仕様書3(3)供給期間の“なお書き”で記載している施設については、1年未満の使用が確定していることから、臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは不可とします。</p>									

質 問	回 答
<p>⑱ 自家発補給電力が全期間未使用でも、自家発補給電力の電力量料金単価を契約書に記載させていただきますのでご了承ください。</p>	<p>⑱ 問題ありません。</p>
<p>⑳ 開札結果について、公開方法・範囲を教えてください。</p>	<p>㉓ 全ての入札参加者に対して開札後すみやかに開札結果を連絡するとともに、準備ができ次第HPで公開します。なお、HPにおける公開範囲は調達施設、調達期間、入札参加事業者数、落札事業者、契約締結予定日、予定価格【税抜】及び落札額【税抜】です。</p>
<p>㉑ 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>㉑ 仕様書別紙I-INo.1本庁舎にて増築棟を建築中です。</p>
<p>㉒ 再生可能エネルギー電気の確認資料は年度ごとの提出となります。また、弊社内事務処理等のため、年度終了後2～3か月後の提出となりますがご了承くださいませでしょうか。 1回目：R6.3.31から2～3か月後の提出 2回目：R7.3.31から2～3か月後の提出</p>	<p>㉒ 提出期限内に提出できない場合は、協議とします。</p>
<p>㉓ 入札心得第13条に落札者は落札決定の日から7日以内に、契約とありますが7日を超えることがあった場合、協議により延長することは可能でしょうか。</p>	<p>㉓ 問題ありません。</p>